

有機農産物，有機飼料，有機畜産物及び有機加工食品の 格付の表示の様式及び表示の方法

1 適用範囲

この格付の表示の様式及び表示の方法は，日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者が行う有機農産物，有機飼料，有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式及び表示の方法を規定する。

2 有機農産物，有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式

有機農産物，有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式は図1とし，次のa)～e)による。

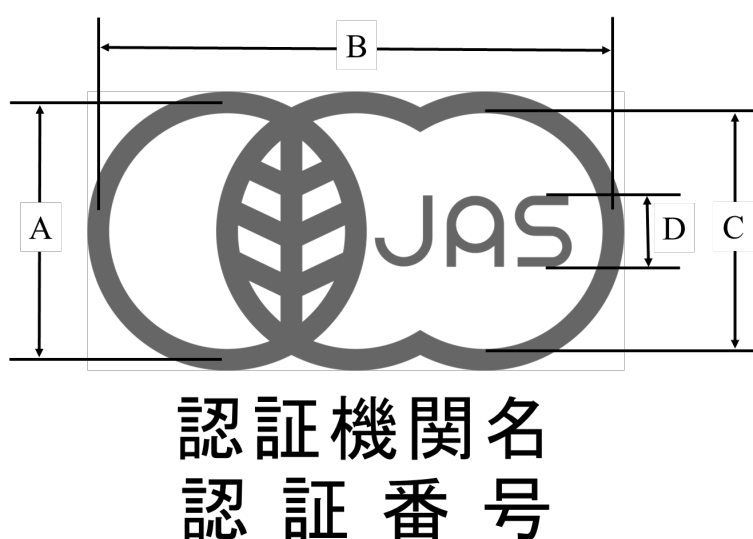


図1—有機農産物，有機畜産物及び有機加工食品の格付の表示の様式

- Aは5mm以上としなければならない。
- BはAの2倍とし，DはCの3/10としなければならない。
- 認証機関名の文字の高さは，Dと同じとしなければならない。
- 認証機関名は，略称を記載してもよい。
- 認証番号は，関係法令の規定によって有機農産物，有機畜産物又は有機加工食品の包装，容器又は送り状に表示される事項によって，有機農産物，有機畜産物又は有機加工食品の生産行程管理者，小分け業者，外国生産行程管理者，外国小分け業者又は輸入業者を特定することができる場合には，記載しなくてもよい。

3 有機飼料の格付の表示の様式

有機飼料の格付の表示の様式は図2とし，次のa)～e)による。

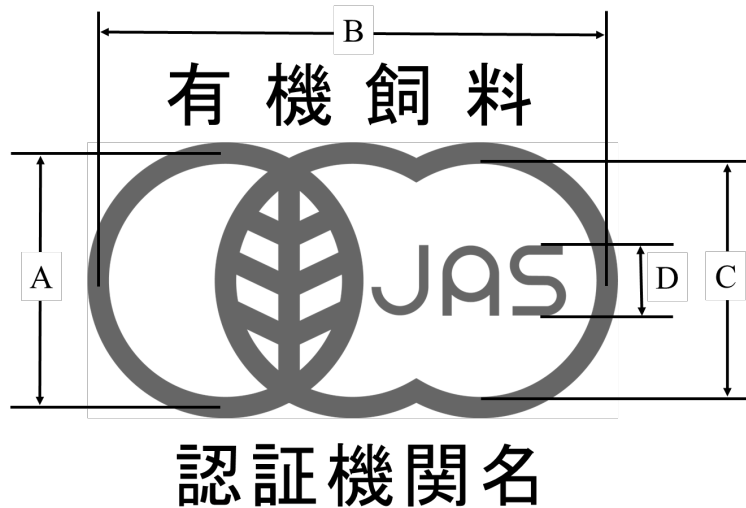


図2—有機飼料の格付の表示の様式

- a) Aは5 mm以上としなければならない。
- b) BはAの2倍とし、DはCの3/10としなければならない。
- c) “有機飼料”の文字の高さは、Dと同じとしなければならない。
- d) 認証機関名の文字の高さは、Dと同じとしなければならない。
- e) 認証機関名は、略称を記載してもよい。

4 格付の表示の方法

表示の方法は、次による。

- a) 有機農産物，有機飼料，有機畜産物若しくは有機加工食品又はその容器若しくは包装の1個ごとに見やすい箇所に，又は送り状に付さなければならない。
- b) 格付の表示の様式に近接して，格付に係る日本農林規格の内容を示す文字，絵その他の事項を表示してもよい。この場合において，一般消費者に対し，格付に係る日本農林規格の内容を誤認させるような事項を表示してはならない。

制定等の履歴

制 定 令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第 24号

改 正 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第 24号

制定文、改正文、附則等（抄）

○ 令和6年7月1日財務省・農林水産省告示第 24号

有機飼料の格付の表示の様式及び表示の方法（平成17年農林水産省告示第1615号）は、廃止する。

令和6年7月31日から施行する。

附則

この告示は令和6年7月31日から施行する。